本号で公布された法令のあらまし

◇経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（法律第一一四号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　減価償却制度について、償却の方法の見直しに係る所要の整備を行うこととした。（第四九条関係）

2　当初申告の確定申告書に制度の適用を受ける旨の記載をした場合等に限り適用を受けることができる制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　給与所得者の特定支出の控除の特例、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例及び変動所得及び臨時所得の平均課税について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨の記載があり、かつ、一定の事項を記載した書類の添付がある場合について適用を受けることができることとする。（第五七条の二、第六四条及び第九〇条関係）

(二)　純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除について、確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合について適用を受けることができることとする。（第七〇条及び第七一条関係）

(三)　外国税額控除制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとする。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とする。（第九五条関係）

3　前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例について、国税通則法の一部改正により更正の期間と更正の請求の期間とを一致させたことに伴い、所要の整備を行うこととした。（第一五三条関係）

4　その年の前々年の所得金額が三〇〇万円以下であること等により、記帳義務及び記録保存義務のない事業所得者等について、新たに記帳義務及び記録保存義務を課すこととした。（第二三一条の二関係）

5　国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧所得税法第二三四条～第二三六条関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　法人税の税率を次のとおりとした。

(一)　各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を二五・五パーセント（改正前三〇パーセント）とし、中小法人（一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人を含む。）又は人格のない社団等の軽減税率を一九パーセント（改正前二二パーセント）とし、公益法人等又は協同組合等の税率を一九パーセント（改正前二二パーセント）とする。（第六六条及び第一四三条関係）

(二)　各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率を二五・五パーセント（改正前三〇パーセント）とし、中小法人である連結親法人の軽減税率を一九パーセント（改正前二二パーセント）とし、協同組合等である連結親法人の税率を二〇パーセント（改正前二三パーセント）とする。（第八一条の一二関係）

2　減価償却制度について、償却の方法の見直しに係る所要の整備を行うこととした。（第三一条関係）

3　欠損金の繰越控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第五七条、第五八条及び第八一条の九関係）

(一)　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次に掲げる法人（以下「中小法人等」という。）を除き、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の一〇〇分の八〇相当額とする。

(1)　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（資本金の額が五億円以上の法人による完全支配関係がある法人等を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除く。）

(2)　公益法人等又は協同組合等

(3)　人格のない社団等

(二)　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を九年（改正前七年）に延長する。これに伴い、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とする。

(三)　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合には、青色欠損金額等のうち一定の金額をないものとする。

4　貸倒引当金制度について、適用法人を次の法人に限定した上で、(三)の法人については、その法人が有する金銭債権のうち特定の金銭債権以外のものを貸倒引当金の対象債権から除外することとした。（第五二条関係）

(一)　中小法人等

(二)　銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

(三)　売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等（右記(一)又は(二)に該当する法人を除く。）

5　当初申告の確定申告書に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　受取配当等の益金不算入制度、外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度、国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入制度、所得税額控除制度並びに外国税額控除制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとする。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とする。（第二三条、第二三条の二、第三七条、第六八条、第六九条、第八一条の四、第八一条の六、第八一条の一四及び第八一条の一五関係）

(二)　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとする。（第五九条関係）

(三)　協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度について、当初申告における損金算入に関する明細の記載要件を廃止する。（第六〇条の二関係）

6　前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例について、国税通則法の一部改正により更正の期間と更正の請求の期間とを一致させたことに伴い、所要の整備を行うこととした。（第八〇条の二及び第八二条関係）

7　国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧法人税法第一五三条～第一五七条関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　当初申告の相続税又は贈与税の申告書に当該制度の適用を受ける旨の記載をした場合に限り適用を受けることができる次の制度について、これらの申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨その他の事項を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとした。（第一九条の二及び第二一条の六関係）

(一)　配偶者に対する相続税額の軽減

(二)　贈与税の配偶者控除

2　贈与税の更正の請求期間等の延長

(一)　納税者がする贈与税の更正の請求について、請求をすることができる期間を六年（改正前一年）に延長することとした。（第三二条関係）

(二)　右記(一)の改正に併せ、更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた贈与税の更正の請求に係る課税庁がする増額更正の期間制限について、その更正の請求があった日から六月を経過する日までとすることとした。（第三六条関係）